

沖縄労働局発表  
 平成30年10月26日

担 当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 松野 明広 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098 - 868 - 3421
--------	-----------------------------------------------------------------

**平成30年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について**  
**- 4業種の特定（産業別）最低賃金の改正について官報公示 -**

沖縄県特定（産業別）最低賃金は、現在「新聞業」、「自動車（新車）小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料・酒類製造業」の6業種がありますが、このうち、今年度改正の申出のあった下記4業種について、沖縄労働局長（安達隆文）から改正諮問を受け、沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）において、改正に係る審議を行い、9月27日までに順次、改正の答申が行われました。

この答申を受け、沖縄労働局長は、同4業種に係る特定最低賃金の改正決定、官報公示手続を行い、10月26日までに4業種に係る最低賃金の改正について官報公示がされました。

今後、これらの特定最低賃金については、11月15日から11月25日までに順次効力が発生します。

1 平成30年度沖縄県特定（産業別）最低賃金改正状況

適用業種	改正額（引上げ額）	官報公示日 （改正決定日）	発効日
新聞業	823円（+15円）	10月16日	11月15日
自動車（新車）小売業	770円（+20円）	10月19日	11月18日
各種商品小売業	770円（+25円）	10月24日	11月23日
糖類製造業	769円（+22円）	10月26日	11月25日

今年度改正のなかった「畜産食料品製造業」、「清涼飲料・酒類製造業」については、沖縄県地域別最低賃金（時間給762円）が適用されます。

- 2 次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されません。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 3 次の手当等は、最低賃金に算入されません。
  - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - (2) 臨時に支払われる賃金
  - (3) 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
  - (4) 時間外、休日労働割増賃金等

#### 【参考】

- 1 沖縄労働局では、沖縄県最低賃金の改正について、県、市町村、関係機関及び労使団体等の協力を得て、広く県民に周知する取組を行っています。また、沖縄県地域別最低賃金発効日前日の10月2日（火）に県民広場前で、10月19日（金）に奥武山公園で開催された沖縄の産業まつり会場において、改正周知のための街頭キャンペーンを実施したところ。今後、10月28日（日）第41回宮古の産業まつり会場、11月4日（日）の2018八重山の産業まつり会場にて、周知のための街頭キャンペーンを行うことを予定しています。
- 2 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話 0120-420-780）を設けているほか、職場の業務効率化（改善）に要する費用の助成を行う「業務改善助成金」による支援を行っています。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098 - 868 - 4403）